

長崎県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 目的

平成11年4月1日施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「法」という）に基づき、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

事業の対象とする感染症は別表のとおりとする。

第3 実施主体

実施主体は、長崎県、長崎市及び佐世保市とする。

1 長崎県感染症情報センター及び長崎県基幹地方感染症情報センター

長崎県感染症情報センターを長崎県環境保健研究センター内に設置し、長崎県における基幹感染症情報センターとしての役割を併せ持ち、長崎市、佐世保市を含む長崎県における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、長崎県福祉保健部感染症対策室に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに保健所（政令市を含む。以下同じ）及び県医師会等の関係機関に提供・公開する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

(1) 県は、定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第14条第1項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。

(2) 県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の3に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

3 感染症発生動向調査専門部会

情報の収集、分析コメント作成、分析の効果的・効率的な運用を図るため、長崎県感染症対策委員会の中に感染症発生動向調査専門部会を置く。感染症発生動向調査専門部会の運営に関する必要事項は別に定める。

第4 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85))

及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。
また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健研究センターと協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して環境保健研究センターへ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 環境保健研究センター

- ① 環境保健研究センターは、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、感染症対策室、環境保健研究センター又は中央感染情報センター等と情報供給する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、環境保健研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

- ③ 環境保健研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急な場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 長崎県感染症情報センター

- ① 長崎県感染症情報センターは、県域で得られた患者情報及び検査情報について、保健所等から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 長崎県感染症情報センターは、別記様式をもって環境保健研究センターから送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- ③ 長崎県感染症情報センターは、県域において得られた全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 感染症対策室

感染症対策室は、環境保健研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、感染症対策室は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

キ 情報の報告等

- ① 都道府県知事、保健所設置を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。
- ② 保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）は、厚生労働大臣に対して、
- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
 - ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合
- は、併せて都道府県知事に報告する。
- ③ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。
- ④ ①～③の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 全数把握の五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症(第2の(75)、(85)及び(86)を除く。)の患者を診断した又は当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した医師は、届出基準等通知別記様式5-1から別記様式5-22のうち該当する感染症の様式を用いて、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供を受けた場合にあつては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健研究センターと協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して環境保健研究センターへ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 環境保健研究センター

- ① 環境保健研究センターは、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、感染症対策室、環境保健研究センター又は中央感染症情報センター等と情報共有する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、環境保健研究センターにおいて実施困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所へ協力を依頼する。
- ③ 環境保健研究センターは、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 長崎県感染症情報センター

- ① 長崎県感染症情報センターは、県域で得られた患者情報及び病原体情報について、保健所等から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 長崎県感染症情報センターは、県域において得られた全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 感染症対策室

感染症対策室は、長崎県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

定点把握の五類感染症について、国が定めた報告基準を参考として、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

なお、患者定点数及び病原体定点数は、国が定める感染症発生動向調査事業実施要綱の算定基準を準用し算定する。

- ① 対象感染症のうち第2の(88)から(97)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする）定点として協力するよう努める。なお、インフルエンザ定点とCOVID-19定点は同一とする（インフルエンザ／COVID-19定点）。
- ② 対象感染症のうち、第2の(98)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。以下同じ。）及び、(116)新型コロナウイルス感染症については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹

定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定され、第2の(98)のみを対象感染症とする。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(99)及び(100)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。
- ④ 対象感染症のうち、第2の(101)から(104)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。
- ⑤ 対象感染症のうち第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)から(111)に掲げる感染症については、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を提供するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

- ① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)から(97)までを対象感染症とする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(98)を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(99)及び(100)を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(106)及び(109)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(107)、(110)及び(111))に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(107)、(110)及び(111))に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(98)に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が1を超えた時点から1を下回るまでの間)には、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には、各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行う。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のための検体等を採用する。
- ② 病原体定点は、検体等について、別記様式の検査票を添えて、保健所の協力を得て速やかに環境保健研究センターへ送付する。
- ③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(88)から(97)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ、別に定める病原体サーベイランス実施要領により検体を送付するものとする。
- ④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(98)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、別に定める病原体サーベイランス実施要領により検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合

にあつては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。

エ 保健所

① 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても感染症対策室及び長崎県感染症情報センターへ報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健研究センターと協議する。

② 保健所は、検体の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して環境保健研究センターへ検査を依頼するものとする。

③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

オ 環境保健研究センター

① 環境保健研究センターは、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、感染症対策室及び長崎県感染症情報センターに送付する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

② 検査のうち、環境保健研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

③ 環境保健研究センターは、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 長崎県感染症情報センター

① 長崎県感染症情報センターは、県域で得られた患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

② 長崎県感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

キ 感染症対策室

感染症対策室は、長崎県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

（1）対象とする疑似症の状態

疑似症について、別に定める届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

（2）定点の選定

疑似症の発生状況を把握するため、県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。

定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。

具体的な疑似症定点の届出医療機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定する。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～4）、小児特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

- ・法に基づく特定感染症指定医療機関
- ・法に基づく第一種感染症指定医療機関
- ・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として選定することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）

なお、県は、疑似症定点と疑似症定点以外の医療機関との連携体制をあらかじめ構築するよう取組み、疑似症定点以外の医療機関においても別に定める届出基準に該当すると判断される患者については、疑似症定点や管内の保健所等に相談できるよう予め疑似症定点に指定されている医療機関名や相談先を示すなどの配慮を行い、疑似症の迅速かつ適切な把握に努める。

（3）実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、

診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

② (2)により選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。

なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

① 保健所は、疑似症定点における感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。

② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 長崎県感染症情報センター

① 長崎県感染症情報センターは、県域内の疑似症情報について、保健所等からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。

② 長崎県感染症情報センターは、県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 感染症対策室

感染症対策室は、長崎県感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

第5 その他

1 感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、長崎県の実情に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

2 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明

の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。

- 3 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて長崎県福祉保健部感染症対策室長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。ただし、病原体情報に関する項目については、実施可能となり次第実施する。

長崎県結核・感染症サーベイランス事業実施要綱を廃止する。

この要綱の一部改正は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年8月21日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年2月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月15日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。ただし、第2の対象感染症の追加に係る改正については、令和2年2月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。